

# 平成27年度 釧路市地域協議会3地区会長・副会長会議 次第

■日時 平成27年8月28日（金）午後3時00分～

■場所 釧路市役所防災庁舎5階 本部会議室

## 1 開会

## 2 議事

- ・地域協議会の今後のあり方について
  - (1) 各地域協議会の検討状況について
  - (2) 今後のスケジュールについて

## 3 閉会

### 【配布資料】

資料1 各地域協議会ご意見要旨

資料2 地域協議会に関する検討スケジュール

資料3 釧路市地域協議会の今後の方針（平成21年時、平成24年時）

参考資料：地域協議会検討項目

釧路市地域協議会条例

地域協議会のあり方について

## 各地域協議会ご意見要旨

### ① 釧路地域協議会

地域が自由に使えるお金がない。そのようなことから合併した阿寒、音別地区にも公的な機関でしっかりと発言いただく場があってもよい。

釧路市まちづくり基本条例が制定されて、市民協働の推進が今まで以上に重要になっており、推進する場として重要性が高まっている。

存続するかしないかの論議が一番多く、それ以外の実質的な話し合いができるようにすべき。存続期限はもう少し長くてもいいのではないか。3地区の会長副会長会議の開催など連携を継続しており、それは非常に良い事。

より拡散した形での「まちづくり」「市民参加」のあり方に関する議論と、よりミクロ的な形での「(特定の)地域おこし」に関する発言が多い。継続するのであれば、旧釧路地域の協議会と旧阿寒・音別地域の協議会との関係や役割などを明確化すること、人選のあり方を再検討すること、意見に対する市側からのフィードバックなどの検討の余地がある。三協議会体制を維持するか、あるいは、(仮)全市協議会と、その下部組織として、旧阿寒、音別の二協議会(全市協議会の委員を兼ねる)をおくかは、検討の余地があると考える。

観光の問題などどのような戦略をとるかなど、市全体で考えなければいけないことがあり、合同協議会に重点を置いた方がよい。中心市街地活性化の問題など、釧路地区独自に検討すべき課題もある。原則は今の状態で良い。

釧路市として行政センター長は非常に高い位置付けとしており、各地域を尊重していると考えられることから、協議会についても現行のままで良い。ただ、恒久的に存続する必要はない。

他地域の考え方を理解していく場が必要であると同時に、釧路地区自体の問題解決の場も必要。

時代背景や社会背景により常に何らかの問題点が出てくる。それに対し意見を出し合い、話し合いをしていける場が必要。設置期限を設ける必要は無い。

市民の意見を聞いて市政に反映させるのは市議の役目。また、本協議会の委員の半数以上は業界の団体などでご活躍されている方であり、地域の課題なども団体を通じ市に意見を伝えられているのではないかと。そうであれば、現行の形での存続は必要ない。

阿寒・音別地区の課題が釧路地区の我々に理解できていないように思う。釧路地区に住んでいるものとしては、行政の中心が釧路地区中心となっていることから、その政策や課題の解決に向けた取り組み（市役所の動き）を一定程度理解できている。音別地区・阿寒地区は地域の大きな課題から小さな課題までたくさんあると思われる。3地区合同会議的なものは必要と思う。

釧路地区は廃止で良い。音別と阿寒は議事要旨を拝見し、色々な課題があるということがわかった。全体で集まって、釧路市全体で解決していく場があってもよい。

## ②阿寒地域協議会

地方自治法に基づく地域協議会にすべき。

今回の市議会議員選挙では音別、旧釧路市の一部地区から議員が輩出されなかった。旧釧路市内については、更に地域自治区を個々に作り協議会を設置すべき。

合併から10年目を迎え、住民を対象とした合併についてのアンケートを実施すべき。それらの検証を材料に今後の協議会の議論に反映できれば良い。

旧釧路市内との一体感ばかりを重視するのではなく、阿寒、音別それぞれ地域独自の課題を協議する場が今後も必要。

### ③音別地域協議会

条例によらなくても出来ることはあるかもしれないが、条例による存続が適当。

合併前 12 名在任の議員が現在 0 名であること、依然として音別地区の問題は山積していることから、地域住民の意見を吸い上げる場として存続させるべき。協議会の「重み」を維持させるならば、やはり条例での存続が適当である。

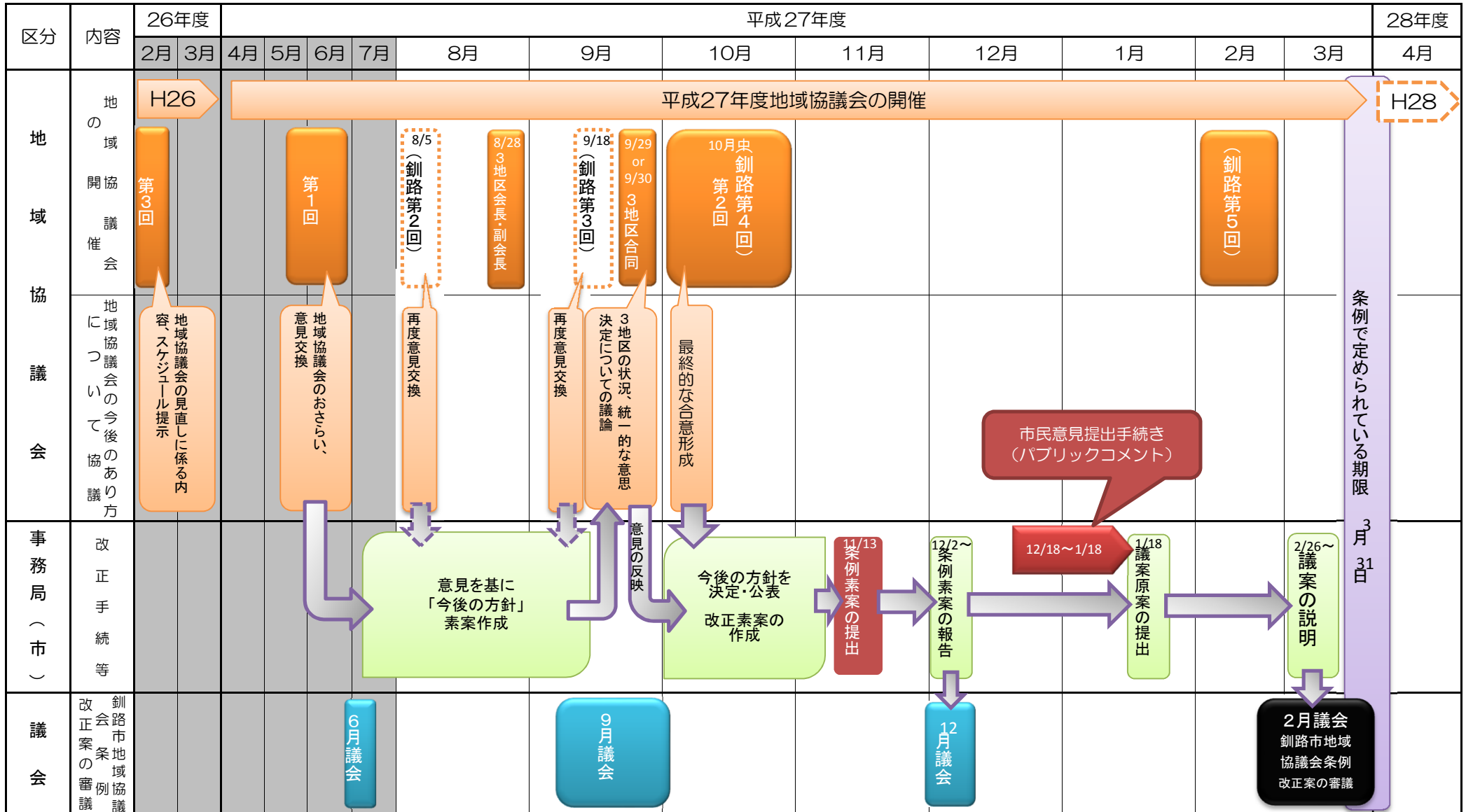
地元選出の市議が居ないことにより、取り残されてしまうとの心配を耳にする。そのような声を地域協議会を通じて市へぶつけることができればよい。そのために協議会にはより「権威付け」が必要であり、当協議会からの意見が音別の総意であると、市長に強く受け止められるようなものにしていく必要がある。

地域の意見・知恵について「重み」を持って受け止めてもらう為に、条例による必要がある。

音別地域の人口が減少していく状況で、少数地域の意見が通りにくくなる。そのような中では地域ごとの協議会が存在した方が、より意見をすくい上げられやすいのではないかと。

(地域においては) 意見等様々あるが、そのような意見を吸い上げる場、機関という位置付けで存続することに賛成である。

地域協議会に関する検討スケジュール



## 「釧路市地域協議会の今後の方針」平成 21 年時

釧路市地域協議会は、「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会」の合併協議により、住民の声が新市の施策に反映されにくくなるのではないかと、住民不安を解消するため、市政への住民意思の反映及び新市における一体感の醸成を目的として、平成 17 年 10 月 28 日に設置された組織です。

合併前の旧市町単位で地域協議会が設置され、これまで釧路市総合計画の策定や釧路市民意見提出手続条例の制定などについて審議し、また、各地区における個別の課題などについて、市長へ意見を述べて参りました。

釧路市地域協議会条例では、「条例施行後 4 年を超えない期間内に、協議会のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とあり、本年の 10 月 1 日までに地域協議会のあり方について一定の方向性を示すこととなっております。

釧路市では、地域協議会委員の皆様の意見をお伺いしながら、地域協議会のあり方について、以下のような方針案をとりまとめました。

## 記

## 1 今後のあり方についての方針案

釧路市地域協議会については、現在の組織を 3 年間継続することとし、平成 24 年 10 月 1 日までに一定の方向性を出すこととします。

## 2 上記の理由

○釧路市地域協議会は、「市政への住民意思の反映、市民の一体感の醸成」を目的に設置されており、合併してまだ 4 年しか経過していない。市町村合併の本来の効果が発現するためには、市町村建設計画で一般的に定められている 10 年程度の期間が必要であると言われており、もう少し組織を継続して設置し、住民意思の反映や一体感の醸成を図る必要がある。

○旧市町区域固有の課題などについては、今後も少なからずあることから、それらの解決に向けた議論も必要である。

○平成 23 年には、釧路市議会議員選挙が全市 1 区で行われることから、その後のまちづくりについて、経過を見る必要がある。

## 3 参考資料

釧路市地域協議会条例（平成 17 年 10 月 28 日 釧路市条例第 296 号）

## 「釧路市地域協議会の今後の方針」平成24年時

釧路市地域協議会は、「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会」の合併協議により、住民の声が新市の施策に反映されにくくなるのではないかと、住民不安を解消するため、市政への住民意思の反映及び新市における一体感の醸成を目的として、平成17年10月28日に設置された組織です。

合併前の旧市町単位で地域協議会が設置され、これまで釧路市総合計画の策定や釧路市民意見提出手続条例の制定などについて審議し、また、各地区における個別の課題などについて、市長へ意見を述べて参りました。

釧路市地域協議会条例では、「条例施行後4年を超えない期間内に、協議会のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とあり、平成21年時に地域協議会のあり方について検討、組織を3年間継続することとし、平成24年10月1日までに一定の方向性を出すこととなっております。

釧路市では、地域協議会委員の皆様の意見をお伺いしながら、地域協議会のあり方について、以下のような方針案をとりまとめました。

### 記

#### 1 今後のあり方についての方針案

釧路市地域協議会については、現在の組織を継続することとし、平成28年3月31日までに組織のあり方を検討のうえ、必要な措置を講ずることとします。

#### 2 上記の理由

○市町村合併の本来の効果が発現するためには、市町村建設計画で一般的に定められている10年程度の期間が必要であると言われていたことから、地域協議会を合併10年後にあたる平成27年度まで延長して設置し、住民意思の反映や一体感の醸成を図る必要がある。

○旧市町区域固有の課題などについては、今後も少なからずあることから、それらの解決に向けた議論も必要である。

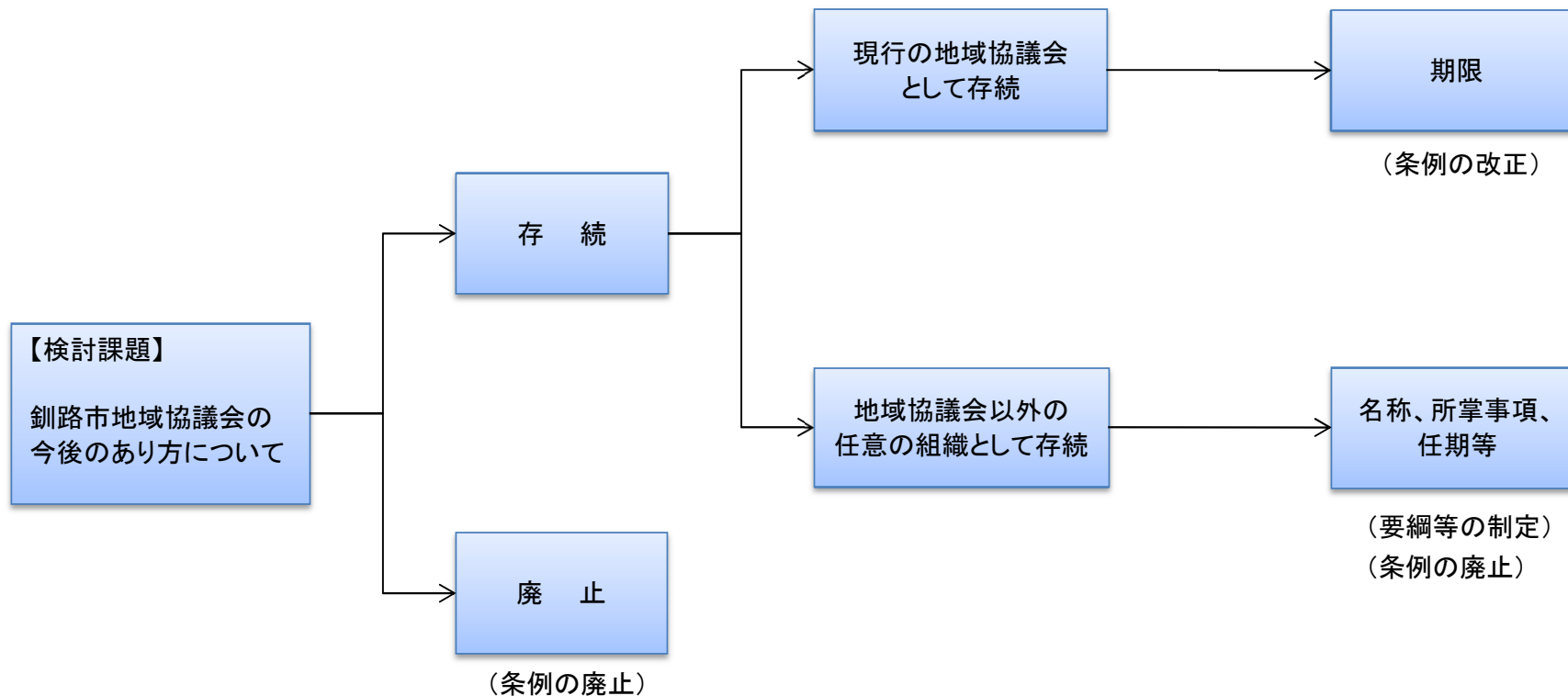
○一体感の醸成を図るため、合同会議の開催により、各地区の課題を共有し、議論する場が必要である。

#### 3 参考資料

釧路市地域協議会条例（平成17年10月28日 釧路市条例第296号）

## 【地域協議会検討項目】

参考資料1



※ 各地域協議会ごとに決定する



○釧路市地域協議会条例

平成17年10月28日

釧路市条例第296号

改正 平成21年10月2日条例第35号

平成22年3月23日条例第2号

平成24年9月18日条例第29号

(設置)

第1条 市政への住民意思の反映及び市民協働の推進による市民の一体感の醸成を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(設置区域)

第2条 協議会は、合併（平成17年10月11日の3市町の合併をいう。以下同じ。）前の釧路市、阿寒町及び音別町のそれぞれの区域ごとに置く。

(名称及び所管区域)

第3条 協議会の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	所管区域
釧路地域協議会	合併前の釧路市の区域
阿寒地域協議会	合併前の阿寒町の区域
音別地域協議会	合併前の音別町の区域

(所掌事項)

第4条 各協議会は、その所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議するものとする。

- (1) 総合計画に基づく施策の実施に関すること。
- (2) 地域固有の事務事業に関すること。
- (3) 市民協働の推進に関すること。

2 各協議会は、その所管区域に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 各協議会は、それぞれ委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、各協議会ごとに、当該協議会の所管区域内に住所を有する者又は通勤する者（市内に住所を有する者に限る。）で、学識経験者及び公募に応じたもののうちから市長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第8条 各協議会にそれぞれ会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 各協議会は、それぞれその会長が招集する。ただし、委員の任期の最初に招集する協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、総合政策部及び各行政センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間内に、協議会のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(釧路市特別参与設置条例の一部改正)

3 釧路市特別参与設置条例（平成17年釧路市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 所管区域における地域協議会（釧路市地域協議会条例（平成17年釧路市条例第296号）第1条の地域協議会をいう。）に関すること。

附 則（平成21年10月2日条例第35号）

改正 平成24年9月18日条例第29号

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地域協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

(検討)

3 市長は、この条例の施行後平成28年3月31日までの間に、この条例による改正後の第1条に規定する地域協議会のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成22年3月23日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月18日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 地域協議会のあり方について

平成 17 年 10 月 28 日「釧路市地域協議会」設置

釧路市地域協議会条例より「条例施行後 4 年を超えない期間内に、協議会のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

平成 21 年度に検討会開催

平成 21 年 10 月 検討結果

全市 1 区の選挙後の議会状況を見ることが必要なので後 3 年（H24.10.1 まで）継続し、その後の継続を判断する。

平成 24 年度に検討会開催

平成 24 年

合併効果の発現には、新市建設計画で一般的に定められている 10 年程度の期間が必要であると言われていることから、合併 10 年後にあたる平成 27 年度（平成 28 年 3 月 31 日）まで延長して設置し、その後の継続を判断する。

